

所管部課		総務部 デジタル推進課		部長		矢吹 勇一	
件 名		情報システムの標準化に伴う関係規則の整理に関する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関	課税課、納税課、保育課、介護保険課、保険年金課					
1. 要 旨 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行により、標準化対象業務について、国が作成する仕様書に記載された標準様式にあわせるよう義務付けられることとなった。そこで、関係規則に定める様式と標準様式の整合を図るため、情報システムの標準化に伴う関係規則の整理に関する規則を制定し、関係規則を一括で改正するものである。 (1) 一括改正する規則 別紙一覧表のとおり。 (2) 主な改正内容 関係規則に定める様式と標準様式の整合を図るため、文言を整理し、様式を削る等所要の改正を行う。なお、削除した様式については、別途市長決裁にて標準様式と整合を図った内容で様式を定める。 (3) 施行日 令和6年10月15日 (4) 影響及び効果 標準様式と市の使用に係る様式の整合が図られることにより、より適切な制度運営を行うことができる。 2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和3年9月1日 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行 令和6年10月15日 標準化対応後の情報システム稼働予定 ※総務課審査済み 3. 留意事項（問題点等） 別日程で標準化対応を行う情報システムに係る規則については、別途本件と同様の対応が必要となる可能性がある。 4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議審議後、速やかに制定手続を進めたい。 5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。

情報システムの標準化に伴う関係規則の整理に関する規則により
改正する規則一覧

第1条	東大和市国民健康保険税条例施行規則
第2条	東大和市税条例施行規則
第3条	東大和市国民健康保険高額療養費資金貸付条例施行規則
第4条	東大和市介護保険規則
第5条	東大和市税減免規則
第6条	東大和市後期高齢者医療に関する条例施行規則
第7条	東大和市子ども・子育て支援法施行細則
第8条	東大和市保育料徴収規則